

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、高橋健治前監査委員は、平成23年3月1日まで本件監査に関与しました。

平成23年5月23日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

平成 2 2 年度

行政 監 査 報 告 書

石 卷 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象範囲	1
5	監査の対象部課	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	2
第2	公式ホームページの概要	2
1	ホームページの開設からこれまでの経緯	2
2	ホームページに関する規程	2
第3	ホームページ（ウェブサイト）の現況の調査	3
1	調査方法	3
2	調査の結果	4
(1)	情報の鮮度	4
(2)	ページ移動手段の設定	4
(3)	リンク設定に係る異常の有無	5
(4)	問い合わせ先（担当）表示の有無	5
(5)	新規ウィンドウ設定	5
(6)	ウェブページ内の誤り等	5
第4	トップページについての考察	5
1	トップページの分かりやすさについて	7
2	トップページの操作性について	7
3	トップページの印象度について	8
4	サイトマップについて	8
第5	監査の結果	9
1	情報の鮮度の管理を適切に行うべきもの	9
2	ページの移動手段の設定を適切に行うべきもの	9
3	リンクの設定を適切に行うべきもの	9
4	問い合わせ先（担当）の表示を適切に行うべきもの	9
5	掲載情報の管理を適切に行うべきもの	10
6	トップページのあり方について	10

7	サイトマップの管理について	10
8	文字の大きさについて	11
9	その他	11
第6	むすび	12
	【参考資料】	13
(1)	石巻市インターネットによる情報提供に関する指針	13
(2)	石巻市ホームページの運用等に関する基準	14
①	ホームページ作成等に関する基準及び運用について	15
②	石巻市ホームページリンク設定に関する基準	18

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

石巻市公式ホームページ（ウェブサイト）の管理運営について

2 監査の趣旨

本市における市長マニフェストでは、「透明性の高い市政運営を行い、情報公開“日本一”の行政を目指します。」とされ、この施策への取組の方向性としては、情報公開条例に基づいた市民からの請求に対する「情報公開」の推進と、市が保有する情報を積極的、能動的に市民に提供していく、いわゆる「情報提供」について、わかりやすく、かつ迅速に提供できる体制を構築することとしている。

現在の本市における「情報提供」のツールは、「市報いしのまき」の配布事業、「情報公開コーナー」の開設、「石巻市公式ホームページ」（ウェブサイト）の公開などが挙げられる。

このうち公式ホームページについてであるが、インターネットの急速な発展及び普及により、平成21年4月現在、全国の1,800市区町村のすべてにおいて公式ホームページが開設されているという状況の中、自治体の公式ホームページを活用した積極的な情報提供は、今後ますます重要なツールとなるものと考えられる。

そこで、現在の本市における公式ホームページの管理運営状況を調査し、市として利用者が必要としている情報を適切に提供できているかを監査することとした。

【参考】

○パソコン世帯普及率（総務省情報通信国際戦略局「通信利用動向調査」より）

平成21年 87.2% 平成11年 37.7%

○インターネット人口普及率（総務省情報通信国際戦略局「通信利用動向調査」より）

平成21年 78.0% 平成11年 21.4%

○全国市区町村公式ホームページ開設状況（総務省地域力創造グループ地域情報政策室「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果 平成21年度資料編」）

全1,800市区町村 開設率100%（平成21年4月1日現在）

3 監査の実施期間

平成22年12月13日から平成23年5月23日まで

4 監査の対象範囲

平成22年12月13日現在の「石巻市公式ホームページ」に掲載されている情報

5 監査の対象部課

企画部秘書広報課

6 監査の方法

「石巻市公式ホームページ」に公開されているウェブページをページごとに確認し、関係職員に対するヒアリングを行った。

7 監査の着眼点

- (1) 各ウェブページ内に掲載されている情報について、最新の情報であるか、誤った情報ではないか、運用等に関する基準によって作成されているかを確認する。
- (2) ホームページ全体として、利用者にとって分かりやすいもの、使いやすいものとなっているかを考察する。

第2 公式ホームページの概要

1 ホームページの開設からこれまでの経緯

- (1) 平成17年4月1日に1市6町の合併が行われ、合併協議により、ホームページについては、旧石巻市のホームページをベースに旧6町分を追加し、開設された。
- (2) 地域イントラネット施設整備事業の完了に伴い、平成18年6月からホームページ情報の管理方法の変更が行われ、それまで情報政策課において行われていた管理及び更新作業を各情報の所管課において行うこととなった。
- (3) 平成19年3月に、石巻市ホームページの運用等に関する基準が定められた。
- (4) 平成21年8月には、同基準の一部改正が行われた。

2 ホームページに関する規程

- (1) 石巻市インターネットによる情報提供に関する指針（平成17年4月1日訓令第21号。以下「指針」という。）
- (2) 石巻市ホームページの運用等に関する基準（平成19年3月施行。以下「運用等に関する基準」という。）
 - ① ホームページ作成等に関する基準及び運用について（平成19年3月施行。以下「基準及び運用について」という。）
 - ② 石巻市ホームページリンク設定に関する基準（平成19年3月施行。以下「リンク設定に関する基準」という。）

※ これらの規程により、ホームページに掲載されている各ウェブページについては、各課が作成・管理を行い、そのページの公開については、秘書広報課が審査・承認を行うものとされている。

第3 ホームページ（ウェブサイト）の現況の調査

1 調査方法

平成22年12月13日現在のホームページに掲載されている全ウェブページの中から一部を抽出し、次の表の項目について目視により確認した。

確認項目	確認理由
(1) 情報の鮮度	指針3-(2)により、掲載情報の内容は最新の状態で維持管理することとされているため、必要性に応じて適正に更新しているかを主眼に確認する
(2) ページ移動手段の設定	基準及び運用についての具体例(6)により、パンくずリストやブラウザのツールバーのみでの操作としないよう配慮することとされているため
(3) リンク設定	リンク設定に関する基準2-(3)により、リンク設定後は定期的に確認することとされているため
(4) 担当表示の有無	指針3-(3)-エにより、掲載情報の取扱い、内容等の問い合わせ先に関する事項を掲載することとされているため
(5) 新規ウィンドウの設定	基準及び運用についての具体例(5)により、データ提供（ダウンロードファイル(PDF、エクセル他)の添付)の際は、新規ウィンドウ設定とすることとされているため
(6) ウェブページ内の誤り等	間違った情報ではないか。又、情報の内容が利用者にとって分かりやすく、適正なものかどうかを主眼に確認する

※ 調査は、12月から1月にかけて行ったが、更新可能な状態での調査であったため、調査中に更新され、内容が変更となっていることもある。

用語説明

- ・「パンくずリスト」とは、ウェブサイトの中のそのページの位置を、階層構造の上位ページへのリンクのリストで簡潔に記述したものをいう。
- ・「ブラウザ」とは、インターネットの情報をまとまった形で閲覧するためのソフトウェアのことをいう。
- ・「リンク」とは、文書内に埋め込まれた、他の文書や画像などの位置情報のことをいう。

2 調査の結果

石巻市ホームページを構成しているウェブページの中の7,794ページについて確認したところ、次の表のような結果となった。

メニューインデックス	確認 頁数	情報の鮮度		ページ移動 手段の設定		リンク設定		担当表示		新規ウィンド ウの設定		ページ内 の誤り等
		適正	不適正	適正	不適正	適正	不適正	適正	不適正	適正	不適正	
健康・福祉	97	84	13	57	35	43	2	66	28	1	4	44
健康インデックス	64	62	2	45	18	22	0	55	9	0	1	13
市立病院	93	80	13	79	13	39	0	22	65	0	0	13
夜間急患センター	4	3	1	4	0	1	0	1	3	0	0	0
生活・環境	210	207	3	67	48	78	1	87	34	11	81	10
税・年金・保険	102	101	1	57	19	38	3	68	8	22	4	8
教育・文化	310	299	11	129	60	128	8	110	21	69	37	33
産業・観光	201	168	33	84	20	71	10	90	29	61	35	49
情報公開	70	70	0	48	5	8	0	4	49	6	11	18
都市・建設	161	159	2	67	78	49	2	73	72	7	9	10
計画・財政	772	764	8	66	7	68	1	62	11	112	587	12
よくある質問	13	7	6	0	13	10	1	11	2	0	0	8
市の概要	393	309	84	29	5	12	2	12	22	357	0	106
Web市長室・記者会見他	70	70	0	35	1	10	0	7	29	0	34	2
各総合支所	14	8	6	13	6	7	0	9	5	0	0	6
防災情報	92	89	3	21	18	21	1	14	25	52	1	5
電子申請	311	310	1	20	3	21	0	20	2	66	222	1
広報広聴	1,314	1,313	1	81	24	97	2	33	76	23	1,185	7
入札情報	2,304	2,304	0	10	11	15	0	3	17	640	1,643	0
売払情報	16	16	0	6	1	3	0	3	4	2	7	2
職員募集・外国人	29	28	1	20	5	2	0	17	8	0	4	1
監査・議会・合併他	1,027	1,013	14	580	74	485	26	262	324	127	246	44
サイトマップ	127	121	6	68	53	66	1	61	60	0	6	127
計	7,794	7,585	209	1,586	517	1,294	60	1,090	903	1,556	4,117	519

(1) 情報の鮮度

適正なもの 7,585件

不適正なもの 209件

※ 不適正なもののうち主なもの

・古い情報のまま未更新のページ 168件

・旧所属名のまま未修正のページ 24件

(2) ページ移動手段の設定

適正なもの 1,586件

不適正なもの 517件

※ パンくずリストやブラウザのツールを使用することなく、画面を移動できるかどうかを確認したもの。(ホームボタン、戻るボタン等の設定の有無)

(3) リンク設定

適正なもの 1, 294件

不適正なもの 60件

※ 不適正なもののうち主なもの

・リンク切れ 23件

・リンク先URL誤り 18件

・リンク未設定 11件

用語説明

・「URL」とは、インターネット上に存在する情報資源(文書や画像など)の場所を指し示す記述方式で、インターネットにおける情報の「住所」に当たる。

(4) 問い合わせ先(担当)表示の有無

有 1, 090件

無 903件

設定不要 5, 407件

(5) 新規ウィンドウ設定

適正なもの 1, 556件

不適正なもの 4, 117件

※ 不適正なものとは、データ提供用ファイル(PDFファイルやエクセルファイル)を表示する場合に、新規ウィンドウが開くように設定されていないもの。

(6) ウェブページ内の誤り等

誤りがあるもの 519件

※ 誤りのうち主なもの

・重要な誤り(古い情報、誤った情報、情報不足ほか) 212件

・軽微な誤り(文字、言葉、所属名ほか) 94件

・メニューリストやジャンルの未設定 122件

第4 トップページについての考察

トップページとは、ホームページ(ウェブサイト)を構成するページのうち、最も上位にある「入り口」に相当するページのことであるが、ホームページ全体の顔としての役割を果たす部分であり、言い換えると市の玄関口と同様の意味合いがあると考えられる。

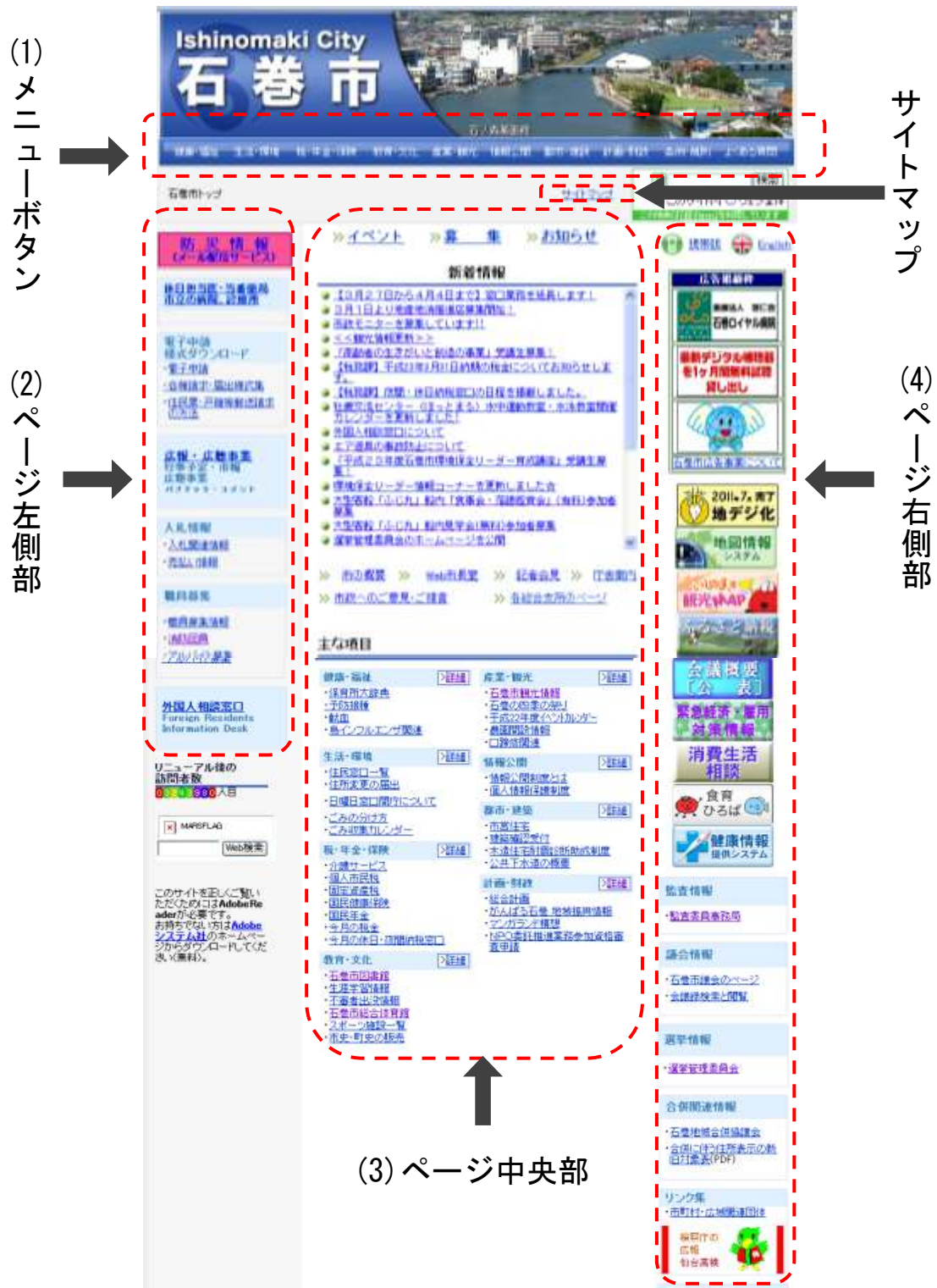
このトップページが与える印象によって、ホームページ全体の評価に大きな影響を与える重要な部分であるということが出来る。

また、トップページには、サイト内の他のページへのアクセスが容易にできるような配慮が必要であり、利用者がサイトの目的やサイト内に掲載されている情報を容易

に捉えることができるような設計が必要である。

そこで、現在の石巻市ホームページのトップページについて、次のとおり考察を行った。

図1：トップページ各部位位置図



1 トップページの分かりやすさについて

(1) メニューボタン

メニューボタンは、10種類の行政分野別のボタンが横並び1行で配置されているが、一つ一つが小さく、文字も小さいことからとても見づらいものとなっている。また、石巻市の名称ロゴの背景と同系色のもので、しかも並べられてすきま無く接しており、更に不明瞭なものとなっている。

(2) ページの左側部

「防災情報」や「休日当番医」等の項目が配置されており、ニーズが高いと思われる項目を配置したものにとれるが、中には、「入札情報」など対象が特定の人に限られる項目があるほか、「職員募集」については、ページ中央上部にある「募集」の項目と重複しており不要ではないか。

(3) ページの中央部

上部には「新着情報」を10数件配置、中央部に秘書広報課関係の項目、そして下部には「主な項目」として行政分野別のメニューの詳細が配置されているが、行政分野別のメニューボタンを上部に配置しているにもかかわらず、その「主な項目」の詳細を配置しているのは不要ではないか。

(4) ページの右側部

上部から検索機能、広告掲載枠(3件)、バナーによる重要な施策への項目が9件、さらにその下部には監査、議会、選挙、合併、リンク集が配置されているが、広告掲載枠が一番目立つ位置に配置されている。ホームページはあくまでも利用者本位であるべきで、有料の広告ではあるが、配置場所は一考を要する。

また、合併関連情報については、1市6町が合併して5年以上が経過しており、ニーズの高い情報とは考えられない。これも配置はトップページ以降にするほうが良いのではないか。

用語説明

- ・バナーとは、[ウェブページ](#)上で他の[ウェブサイト](#)を紹介する役割をもつ[画像](#)（[アイコン](#)の一種）のこと。

2 トップページの操作性について

トップページは、開いた時に利用者の求める情報の位置を容易に判断できるページ構成であることが重要である。

本市ホームページのトップページは、10項目の分野別に設定したボタンから入っていくことを意図して設定していると考えられるが、10項目では少し項目数が多いのではないかと感じる。

第5 監査の結果

1 情報の鮮度の管理を適切に行うべきもの

情報の鮮度について確認したところ、不適正なものは209件であった。その大半は古いデータのまま未修正のものであり、調査件数からみるとそれほど多くはないが、中にはその情報自体が果たして現在のホームページに掲載を要するものであるかどうか疑問が残るものも散見された。例えば、合併前の平成11年度からのこれまでの情報をすべて掲載しているもの、明らかに合併前に作成され見直された形跡のないもの、制度が廃止されているにもかかわらず更新されていないものなどである。

利用者が求めているものは常に最新の情報であり、情報の鮮度の確保は、ホームページを開設している以上最低限必要なことであると考えられる。ページを管理する各担当課及び総合的な管理を行う秘書広報課においては、掲載されている情報の管理を適正に行うことを望むものである。

2 ページの移動手段の設定を適切に行うべきもの

ホームボタンや戻るボタンなどのページ移動用ボタンが基準どおりに設定されているかを確認したところ、不適正なものは517件であった。

この基準は、利用者の操作性の向上のために設けられた基準であるが、秘書広報課での審査の徹底及び職員に対する指導を的確に行うことを望むものである。

3 リンクの設定を適切に行うべきもの

リンク設定について確認したところ、リンク先のURL変更等によりリンク切れしているものは23件、リンク先のURLが誤っているものは18件、リンク先URLが未設定のものは11件であった。

リンクの設定については、リンク設定に関する基準2-(3)により、リンク設定後は定期的に確認することと規定されているが、担当者がその確認作業を怠っていることが原因である。特にインターネット初心者がこれらのリンクエラーの部分をクリックした場合、自分の操作ミスと勘違いしてしまうことも十分に考えられることから、担当課及び秘書広報課においては、定期的な確認作業を適切に行うよう留意するべきである。

4 問い合わせ先（担当）の表示を適切に行うべきもの

問い合わせ先表示の有無について確認したところ、表示がないページは903件であった。

問い合わせ先の掲載については、指針3-(3)-エにより、掲載情報の取扱いや内容等の問い合わせ先に関する事項をウェブページ内に掲載することと規定されていることから、指針に沿って適切に表示されるよう望むものである。

5 掲載情報の管理を適切に行うべきもの

ウェブページに記載されている情報の誤り等について確認したところ、誤りが見られるページは519件であった。そのうちの主なものは、古い情報がある等の重要な誤りは212件、メニューリストやジャンルが未設定なものは122件、文字の間違いや言葉使いの間違い等の軽微な誤りは94件であった。

また、そのほかの誤り等を例示すると、各施設を紹介しているページにおいて、その施設への案内図が掲載されていないもの、最新の情報に更新されていないもの、画像の15分毎の自動更新機能が停止しているもの、インデックスと掲載内容の年度がずれているもの、画像が不鮮明なものなどさまざまな誤りがある

指針3-(2)により、掲載情報の内容は最新の状態で維持管理することと規定されていることから、掲載情報は、定期的に確認・更新作業を行い、常に最新で正確な情報の提供に努められたい。

6 トップページのあり方について

トップページについて、「分かりやすさ」「操作性」「印象度」の3方向から考察を行った。

行政分野別に分けた10項目のメニューボタンは、表示が小さいことと、本市名称枠と同色系で接しているため、見やすいものとは言えず、また、行政分野別であることから項目数も多く、利用者は自分の目的に到達するためにどこから入るべきかを、トップページの段階で戸惑うこととなってしまうのではないかと感じる。

また、画面全体に対する文字量や項目が多すぎ、行間も狭く、さらには利用者ニーズの高いとは思えない項目なども多くあり、とても見づらい画面構成となっている。

行政分野別のメニューボタンは、言わば行政側から見て分かりやすい分類であるが、利用者の視点に立った分類にするべきである。例えば、トップページでは、市民向け、観光者向け、事業者向け、行政情報の提供といった利用者別に分類し、少ないメニューを設定することにより、次のページに情報を振り分けることで、利便性の向上が図ることができるのではないだろうか。また、さらにトップページの情報量が抑えられるため、空いたスペースを上手く活用すれば、現在のトップページから受ける雑然とした印象を解消することができ、見やすく、分かりやすいページ構成となるものと考えられる。

トップページは、ホームページを訪ねてきたお客様を気持ち良くお迎えする玄関口となれるよう、整然かつさわやかな印象を与えられるような魅力あるトップページとなるよう工夫されることを望むものである。

7 サイトマップの管理について

サイトマップが整理されていない状態となっているが、これは、ウェブページの作成時に公開情報設定を行っていないことが原因であることは明白で、各担当者が正しく設定することはもちろんのことであるが、公開情報申請の審査を行う秘書広報課に

においても、各担当者に対する適切な指導に努められたい。

8 文字の大きさについて

文字の大きさについては、見る人によって感覚や好みが違うため一概には言えないことではあるが、本市ホームページの文字は、小さく、また行間も狭い部分が多いため、とても見づらく感じられる。しかし、仮に大きな文字で作成したとしても、利用者が使用するパソコンの環境によっても表示される大きさが異なることが考えられ、すべての利用者が納得する文字の大きさで作成することは難しいことではある。

このようなことから、利用者が自分に合った文字の大きさに変更しやすいよう、文字の大きさを3段階程度変更できる機能を設定することや、主要なブラウザに係る文字の大きさの変更方法を記載するなど、高齢者にも配慮した工夫を加えることを望むものである。

9 その他

リンク設定に関する基準1の(3)において、「次の項目に該当するサイトからのリンク設定等が明らかになった場合は、リンクの取り消し要求を行うことができるものとする。」と規定されており、取り消し要求を行うか否かはその都度行政側が判断すればよいことになっているが、その内容の重大性に鑑み、判断する余地がなく当然に取り消し要求を行うべきものであることから、「取り消し要求を行わなければならない。」との義務規定に改正すべきである。ただし、リンク元サイト運営者の特定が困難な場合等を考慮し、例外規定を設けることは必要であろう。

また、同基準2の(4)には、「リンク設定したサイトが以下の項目に該当した場合または、本市サイト管理者が本市ホームページの管理・運用の都合上必要と認めた場合は、即座にリンクを解除することができるものとする。」と規定されているが、これも同様に義務規定に改正すべきである。

第6 むすび

今回の行政監査により浮かび上がった問題点を監査の結果として記述したが、公式ホームページの公開において一番重要なことは、掲載している情報を常に正確かつ最新の状態に保つことである。

しかし、その「常に正確かつ最新の状態に保つこと」こそが一番困難なことでもある。

ホームページにより情報を公開している以上、その情報を正確かつ最新の状態に保つには、やはり、細心の注意をもって情報の管理を徹底し、情報の鮮度を確保する努力をする必要がある。利用者からすれば、市のホームページに掲載されている情報は、常に最新で正しい情報であると認識されていると考えられ、図らずも行政側が古く誤った情報を提供してしまうということが、市民からの信頼を損なう結果となることは明白である。

情報の管理は、「情報提供に関する指針」により担当課が行うこととされているが、その業務を行う担当職員においては、情報管理に対する意識の向上が不可欠である。特に「指針」においても、「ホームページは、すべての人が使いやすく、簡単に必要な情報を得ることができるような環境に配慮する。」とされていることを改めて認識し、常日頃から、正確かつ最新の情報の提供を意識し、その管理を行うことが必要である。

また、秘書広報課においては、総合的な管理を担う課としての責務により、ホームページで提供している情報について、常に細心の注意を払って管理を行い、併せて、担当職員への指導を行っていくことが必要である。

さらに、市職員による管理ばかりではなく、例えば、利用者からホームページに関する意見を募集し参考とするとか、あるいは、市政モニターの方々に掲載情報のチェックをしていただくなど様々な工夫をすることも考える必要があろう。

ホームページは、市から一方的に情報提供を行うだけのものではなく、その逆の方向として、市民から市に対する情報を伝達できる、いわゆる双方向性を持ったものである。その双方向性という利点をいかすことにより、協働の自治を目指すこれからの市政にとって、重要なものとなり得る。

広く市民からの情報を集め、一つ一つ丁寧に耳を傾け、真摯に応えることにより、その時々市民が何を求めているか、行政としてどのような施策を展開していくべきか、市民自らが行動すべきことは何かといった、行政としての判断を行う際の重要なヒントを得ることができるのではないだろうか。

ホームページは、行政サービスの補完的な役割を果たすものではあるが、24時間いつでも利用可能な便利なツールであり、市民が気軽に情報を収集でき、住民生活に密着した重要な窓口サービスの一つであるといえる。インターネットは、情報の発信者と受信者が互いに顔が見えないコミュニケーション媒体である。顔が見えないからこそ、ホームページの運営にはきめ細かに配慮する必要がある。

石巻市公式ホームページがインターネット上の本市の顔であることを十分に認識し、相手に対する思いやりや親切心を持って情報提供をすることはもちろん、市民と行政との関係を円滑にするようなホームページの積極的な管理運営を望むものである。

【参考資料】

(1) 石巻市インターネットによる情報提供に関する指針

平成17年4月1日

訓令第21号

1 基本方針

市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、石巻市情報公開条例(平成17年石巻市条例第14号)及び石巻市個人情報保護条例(平成17年石巻市条例第15号)に基づく不開示情報を除き、市政情報についてはインターネットによる提供を全庁的かつ積極的に推進する。

2 提供する情報の内容

(1) 行政組織、制度等に関する情報

担当業務の概要、電話番号・ファクシミリ番号、新規制定又は改正した条例等の概要

(2) 行政活動の現状に関する情報

ア 総合計画、部門毎基本計画、実施計画、施政方針、事業の成果・実績等に関する情報

イ 審議会、委員会等の答申、報告書、審議経過、議事録等

ウ 各課の事務事業概要、統計資料、その他の公表資料

(3) 予算及び決算に関する情報

成立後の予算及び決算等に関する情報

3 情報提供に関する留意事項

(1) ホームページの積極的な活用

市報や各部門別の広報誌、チラシ、ポスター等により広く市民等に対し情報を提供しているものについては、原則としてすべてホームページに掲載することとする。

(2) タイムリーな情報提供と提供内容の最新化

情報提供に当たってはタイムリーに行うとともに、ホームページの掲載情報の内容については最新の状態で維持管理することとする。

(3) 提供情報のわかりやすさとバリアフリー化

ア ホームページは、すべての人が使いやすく、簡単に必要な情報を得ることができるよう環境に配慮する。

イ ホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合を除き、誰もが理解しやすい文章表現とする。

ウ 大量のデータを提供する場合は、見出しや索引等を活用し容易に検索できるようにする。

エ ホームページには、掲載情報の取扱い、内容等の問合せ先に関する事項を掲載する。

オ 各ページの容量は、利用者の接続環境を考慮したものとする。

4 情報の管理に関する事項

- (1) ホームページの総合的な管理は、企画部秘書広報課が行うものとする。
- (2) 各ページの情報の管理は各課が行うものとする。
- (3) 各課において情報の更新を必要とする場合は、原則として掲載希望日の7日前までにホームページ掲載承認依頼書(別記様式)により、企画部秘書広報課に提出するものとする。

5 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月5日訓令第51号)

この訓令は、平成18年6月5日から施行する。

附 則(平成22年7月30日訓令第31号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

(2) 石巻市ホームページの運用等に関する基準

平成19年3月施行
平成21年8月一部改正

1 目的

市が公開するホームページを各課運用するにあたり、作成されるページ内容についてある程度の統一性を確保するため、また、利用者の立場からアクセシビリティに配慮したものとなるよう基準を設け、適正に管理・運用することを目的とする。

2 運用

公開するページについては、「石巻市インターネットによる情報提供に関する指針」（平成17年4月1日訓令第21号）に基づき、利用者が使いやすく、簡単に必要な情報を得ることができる内容となるよう各課が作成・管理を行い、作成・更新されたページの公開（承認）に関しては、所定の事務手続きを経て企画部秘書広報課が行う。

以下に、公開までの流れを示す。

(1) ホームページの作成・更新作業（各課）

※各課が行う作業の詳細については別紙「ホームページ作成等に関する基準及び運用について」を参照

↓

(2) 各課において掲載伺決裁後、秘書広報課へ掲載承認依頼

↓

(3) 審査・承認（秘書広報課）

※軽微な文言等の修正がある場合は、各課担当へ電話連絡し秘書広報課で修正を行う。

↓

(4) 公開日当日、公開ページの確認（各課）

(2)-① ホームページ作成等に関する基準及び運用について

1 作成等に関する基準

- (1) すべての人が使いやすく、容易に必要な情報を得ることができるように、ページ内の構成を配慮する。
- (2) 誰もが理解しやすい文章表現とする。
- (3) データを提供する場合は、データの容量等を記述し、見出しや索引等を活用し容易に検索できるよう配慮する。
- (4) ページ内の内容等の問い合わせ先に関する事項を掲載する。
- (5) ページ内の画像・イラスト等には説明文（代替説明）を付記する。
- (6) 安易にテキスト文に下線表示をしない。（閲覧者が誤解するような表現は避ける）
- (7) グラフや領域図など、色によって領域を指定して何らかの情報を提供する場合には、色によらなくても情報を理解できるようにする。
- (8) 作成したページについて、音声認識ソフトがテキスト表現する順番に誤りが無いか確認する。

【具体例】

- (1) 各ページの統一化を図るため、ページの新規作成は「標準編集」で行うこととし、テンプレート（標準）を設定する。
- (2) ページは原則HTML形式で作成することとし、安易にデータ提供（ダウンロードファイル添付）の形式をとらない。
- (3) 申請様式又はやむを得ず集計（調査）結果等のデータを提供する際は、ファイル形式・データ容量等を必ず記述し、利用環境を問わず閲覧可能となるよう配慮する。
- (4) 利用者側の環境に配慮するため、囲み英数字（①、②、㊸）、ローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ）、各種記号（株、Tel、㎡）等の使用は避け表現方法を工夫する。
- (5) 外部サイトへのリンク又はデータ提供（ダウンロードファイルの添付）の際は、新規ウィンドウ設定とする。
- (6) ページの移動手段として、パンくずリストやツールバーのみでの操作としないよう配慮する。
- (7) ページ内で使用する画像・イラスト等については、著作権等の侵害にあたらぬよう十分確認する。
- (8) 外部サイトへリンク設定しなければならない場合は、別紙「石巻市ホームページリンク設定に関する基準」を順守する。
- (9) ページの作成・更新作業終了後は、「アクセシビリティの確認」作業を行う。特に次の項目については、問題箇所の無いようにする。
 - ① リンクの確認（リンク設定した箇所で不備は無いか）
 - ② HTML記述の確認（チェック結果で「重要な問題」のある箇所が無いか）
 - ③ コントラストの確認（ページ内で使用した色について、問題箇所が無いか）

2 運用等に関する基準

- (1) 市トップページ又は、サイト直下の各メニュー（「健康・福祉」や「生活・環境」等）からのリンクを希望する場合（新着情報を除く）は、公開予定ページを承認依頼する際、秘書広報課へその旨を連絡する。
- (2) 新着情報の掲載期間は原則 10 日間とする。（期間経過後も引き続き掲載を希望する場合は、秘書広報課と協議する）ただし、定期に更新するページについては 5 日間を限度とする。
- (3) 公開情報設定で、携帯電話からの閲覧を可とする場合は、ページ（情報）の内容や情報量について、適当であるかどうか十分検討した上で行う。
- (4) ポータル工房上で公開予定ページを承認依頼後、ホームページ掲載承認依頼書（様式第 1 号）を秘書広報課へ提出する。（Eメール可）
- (5) (4)におけるホームページ掲載承認依頼書の提出は、次の要件に該当する場合にのみ提出することとする。
 - ア 新たなページを作成し、公開する場合
 - イ 既存公開されているページについて、その内容が著しく変更となる場合若しくはレイアウトが著しく変更となる場合
- (6) ホームページ掲載承認依頼書（様式第 1 号）は、次の要件に該当する場合を除き、石巻市インターネットによる情報提供に関する指針（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 2 1 号）に基づき公開希望日の 7 日前までに提出する。
 - ア 緊急を要するもの。
 - イ 公開日直前まで、ページの内容が確定しないもの。
- (7) その他疑義が生じた場合は、秘書広報課と協議する。

（参考）

音声ブラウザ読み上げ不適切文字一覧（例）

NO	不適切文字	NO	不適切文字
1	○	8	↑
2	△	9	↓
3	×	10	♂
4	◎	11	♀
5	●	12	¥
6	→	13	\$
7	←	14	¢

(2)-② 石巻市ホームページリンク設定に関する基準

1 他のサイトから石巻市のサイトへのリンクについて

- (1) 他のサイトから石巻市のサイトへのリンクは原則自由とする。ただし、リンク設定をした場合は、次に掲げる事項を文書または電子メール等により連絡するものとする。
 - ア リンクを貼る（リンク元）URL
 - イ リンク希望者の所属、氏名、連絡先等
 - ウ リンクを希望するページ（リンク先）のURL
- (2) 石巻市は、自サイトのページに内容変更、移動等が生じても、リンク設定した管理者宛ての連絡・通知は行わない。
- (3) 次の項目に該当するサイトからのリンク設定等が明らかになった場合は、リンクの取り消し要求を行うことができるものとする。
 - ア 公序良俗に反するもの
 - イ 性、暴力的描写などのコンテンツを含むもの
 - ウ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、もしくは第三者への誹謗、中傷などを含むもの
 - オ 犯罪行為に結びつくもの、または違法な内容を含むもの
 - カ 不正アクセスやシステム停止等を引き起こす内容を含むもの
 - キ 営利を目的とした内容のもの
 - ク 宗教活動に関する内容のもの
 - ケ フレームなどにより、本市のページがリンク元サイトの一部のように表示されてしまうもの
 - コ その他、石巻市が不適當であると判断したもの

2 本市のサイトから他のサイトへのリンクについて

(1) 原則

石巻市のサイトから他のサイトへのリンクは、以下のリンクの条件を満たし、リンク先サイトの管理者から許可された場合に設定できるものとする。また、他のサイトの管理者から相互リンクの希望を受けた場合も、当該サイトが以下の条件を満たしていればリンク設定できるものとする。

(リンク条件)

- ア 石巻市に関連のある内容、または市の行っている事業に関連のある内容を含むもの
- イ 公序良俗に反しないもの
- ウ 性、暴力的描写などのコンテンツを含まないもの
- エ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、もしくは第三者への誹謗、中傷などを含まないもの
- オ 犯罪行為に結びつかないもの及び違法な内容を含まないもの
- カ 不正アクセスやシステム停止等を引き起こす内容を含まないもの

- キ 営利を目的とした内容を含まないもの
- ク 宗教活動に関する内容を含まないもの
- ケ 公共の施設のサイト
- コ 国、他の地方公共団体のサイト

(2) 相互リンクを希望する場合の申し込み

相互リンクを希望するサイトの管理者は、次に掲げる事項を文書または電子メール等で報告するものとする。

- ア 団体等の名称
- イ 代表者名（サイト管理者）
- ウ URL及びサイト名
- エ 住所及び電話番号
- オ 電子メールアドレス

(3) リンク設定及び通知について

リンクについては、原則リンク専用のページ（「リンク集」）で行う。ただし、特定の事業に係る情報や重要な情報の周知などでリンクの必要がある場合は、当該事業等を掲載するページから直接リンクを設定することができる。また、リンク設定後は、当該サイトについての確認を定期的に行うものとする。

相互リンク設定の申し込みを受けた場合は、当該サイトが上記(1)のリンク条件を満たしていることを確認した上でリンクを設定するものとし、その可否については申込者に電子メールにより通知する。

(4) リンクの解除について

リンク設定したサイトが以下の項目に該当した場合または、本市サイト管理者が本市ホームページの管理・運用の都合上必要と認めた場合は、即座にリンクを解除することができるものとする。

- ア (1)のリンク条件に該当しない内容に変更された場合
- イ 内容が変更され、リンク元ページとの整合性がない場合
- ウ URLが変更され、ページが表示できない場合

3 免責事項

- (1) 相互リンクの申し込みがあったサイトが石巻市ホームページからリンクされなかったこと、またはリンク設定されたことによって発生したいかなる不利益に関しても石巻市は一切の責任を負わない。
- (2) 石巻市以外の第三者が管理しているサイトに関しては、石巻市ホームページからのリンクを通して閲覧できるものであっても、当該サイトを利用したために被った損害、損失について、石巻市はいかなる責任も負わない。
- (3) 石巻市ホームページから、石巻市以外の第三者が管理するサイトへリンク設定を行い閲覧できるページについては、石巻市が当該ウェブサイトやページの内容等を推奨するものではない。